障がい福祉サービスガイド

【八頭町版】

八　頭　町

令和４年４月

もくじ

1. 障害者手帳に関すること

●身体障害者手帳 …… 3
●療育手帳 …… 3
●精神障害者保健福祉手帳 …… 3

2. 年金、手当に関すること

●障害基礎年金 …… 4
●障害厚生年金・障害共済年金など …… 4
●特別障害者手当 …… 5
●障害児福祉手当 …… 5
●特別児童扶養手当 …… 5
●児童扶養手当 …… 6～7
●心身障害者扶養共済制度および心身障害者扶養共済制度掛金助成 …… 7

3. 医療に関すること

～医療機関にかかるとき～

●自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)の給付 …… 8
●特別医療費助成制度(重度心身障がい者区分) …… 9
●特定医療費助成制度(指定難病) …… 9
●後期高齢者医療制度 …… 9

～医療機関にかかったあと～

●障害者等医療費助成 …… 10
●人工透析患者通院費助成 …… 11
●精神障がい者通院費助成 …… 11

4. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスに関すること

●サービスを利用するまでの流れ …… 12
●サービスの利用者負担 …… 13
●利用できるサービスの種類(自立支援給付) …… 14～15
●利用できるサービスの種類(児童福祉法) …… 15～16
●地域生活支援事業 …… 16
相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業
手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター、その他の事業(訪問入浴サービス、日中一時支援、生活訓練等)
●日常生活用具給付等事業 …… 17～24

●補装具の購入・修理に必要な費用の支給 …… 25
●軽・中度難聴児補聴器等購入費助成 …… 25

5. その他助成・減免・各種割引に関すること

●小規模作業所等通所費助成 …… 26
●障害者住宅改良費助成 …… 26
●税金の減免 …… 26
●自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免 …… 27
●自動車運転免許取得費助成 …… 27
●自動車改造費助成 …… 28
●施設利用料の減免 …… 28
●タクシー利用費の助成 …… 29
●ＪＲ・智頭急行・若桜鉄道旅客運賃の割引 …… 29
●バス料金の割引 …… 30
●航空運賃の割引 …… 30
●有料道路通行料金の割引 …… 30
●ＮＨＫ放送受信料の減免 …… 31
●携帯電話基本料金の割引 …… 31
●障がい者等就職支度金支給 …… 31

6. その他の支援に関すること

●ハートフル駐車場利用証の交付 …… 32
●ヘルプマークの配布 …… 32
●緊急通報装置の設置 …… 32
●避難行動要支援者登録 …… 33
●メール119番通報、消防FAX119番通報、Net119緊急通報システム …… 33
●八頭町福祉相談支援センターほっと …… 34
●生活福祉資金貸付 …… 34
●日常生活自立支援事業 …… 34
●障がい福祉に関する主な相談窓口 …… 35

＜参考＞

●障がい福祉サービス一覧表 ……36～37

この手引きは障がい別に下記の記号を使用しています。

身…身体障がいのある方　療…知的障がいのある方　精…精神障がいのある方　が該当します。

1. 障害者手帳に関すること

種別	内容	対象	必要書類等
身体障害者手帳 身	身体障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図る各種福祉サービスを受けるために交付されます。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能・そしゃく機能、肢体(上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に一定の障がいがある方	●申請書 ●指定医の診断書・意見書 ●証明写真(※縦4cm×横3cm、脱帽、上半身像、6か月以内に撮影したもの) ●マイナンバー確認書類 ●印鑑
療育手帳 療	知的障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図る各種福祉サービスを受けるために交付されます。	知的機能に制約があり、同時に適応行動における障がいを伴う状態で、それが発達期(おおむね18歳未満)に現れた方	●申請書 ●証明写真(※身体障害者手帳に準ずる) ●マイナンバー確認書類 ●印鑑 ※新規申請の場合、状況質問票
精神障害者保健福祉手帳 精	精神障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図る各種福祉サービスを受けるために交付されます。	一定の精神障がいがあり、長期にわたって日常生活、または社会生活への制約のある方	●申請書 ●医師の診断書 (障害年金受給者は年金証書の写しと直近の年金振込状況の分かる書類(年金振込通知書・額改定通知書または年金の振り込まれた通帳の写し)および、精神障害者保健福祉手帳交付申請に係る同意書に代えることが可能な場合があります) ●証明写真(省略可) ※身体障害者手帳に準ずる ●マイナンバー確認書類 ●印鑑

注意事項

・障がいの状態に該当しなくなった場合、死亡等された場合、手帳が不要となったときは速やかに返還してください。
・手帳を無くしたり、破損したため使えなくなったときは再交付の手続きをしてください。
・住所、氏名、保護者名を変更した場合は届け出てください。

窓口

福祉課　障がい福祉係(郡家保健センター内)　Tel：72-3590

2. 年金、手当に関すること

●障害基礎年金 身 療 精

［年金額］ 1級：年額976,125円＋子の加算　2級：年額780,900円＋子の加算　（令和3年度）
子の加算　第1子・第2子　各224,700円　第3子以降　各74,900円
※年金額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。

対象
国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法定の障害等級表（1級・2級）による障がいの状態にある方、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に初診日がある方（老齢基礎年金を繰上げ受給している方を除く）。
※障害年金の等級と身体障害者手帳や療育手帳の等級とは異なります。

必要書類等
担当窓口へお問い合わせください。

注意事項
障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、支給要件（保険料納付要件など）を満たしていることが必要です。

窓口
八頭町役場　本庁舎　町民課　Tel：76-0205
鳥取年金事務所（鳥取市扇町176）Tel：0857-27-8311

●障害厚生年金・障害共済年金など 身 療 精

被保険者期間、標準報酬月額などにより算出された額が、障害基礎年金に上乗せして支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

対象
・厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障がいの状態になった方
・障害の状態が2級に該当しない軽い程度で法定の障害等級表（3級）の障がいの状態にある方

必要書類等
担当窓口へお問い合わせください。
※初診日が各種共済組合に加入している間にある方は、自分が加入している、あるいは過去に加入していた共済組合へお問い合わせください。

注意事項
障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

窓口
鳥取年金事務所（鳥取市扇町176）　Tel：0857-27-8311

年金事務所への年金相談・お手続きの際は **予約相談** をご利用ください。
予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！ **0570-05-4890**（ナビダイヤル）

●特別障害者手当 身 療 精

特別障害者手当の支給

［金額］月額27,300円（2、5、8、11月に前月までの3か月分を支給）（令和4年度）

※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。※所得制限があります。

対象 重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を要する20歳以上の在宅の方に支給します。※施設に入所している方、病院等に3か月以上入院している方は対象外です。

必要書類等 ●認定請求書●医師の診断書●所得状況届●非課税所得額（障害年金・遺族年金等）を証明する書類●住民票●戸籍謄本●印鑑

注意事項 本人の所得状況および世帯の課税状況によっては、支給停止となります。年4回、施設入所や入院状況の調べがあります。毎年8月に所得状況についての調べがあります。

窓口 福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●障害児福祉手当 身 療 精

障害児福祉手当の支給

［金額］月額14,850円（2、5、8、11月に前月までの3か月分を支給）（令和4年度）

※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。※所得制限があります。

対象 重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を要する、20歳未満の在宅の方に支給します。

※障がいを支給事由とする年金を受給している方、施設に入所している方は対象外です。

必要書類等 特別障害者手当に準ずる

注意事項 特別障害者手当に準ずる

窓口 福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●特別児童扶養手当 身 療 精

特別児童扶養手当の支給

［金額］1級：月額52,400円　2級：月額34,900円（4、8、11月に前月までの4か月分を支給）（令和4年度）

※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。※所得制限があります。

対象 身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護、養育している方に支給します。※児童が施設に入所している場合は対象外です。

必要書類等 ●認定請求書●医師の診断書●住民票●戸籍謄本●振込先口座申出書●マイナンバー確認書類●印鑑

注意事項 毎年8月に所得状況についての調べがあります。

窓口 福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●児童扶養手当 身 療 精

父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

対象

次の条件に当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母もしくは父、または母もしくは父にかわってその児童を養育している方（養育者）

※「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。**ただし、心身におおむね中度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。**いずれの場合も国籍は問いません。

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
④父または母の生死が明らかでない児童
⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
⑥父または母が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
⑦母が婚姻しないで懐胎した児童
⑧母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
⑨父または母が配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童

●児童扶養手当の額　（令和4年度）

対象児童数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
1人（本体額）	43,070円	43,060円～10,160円
2人目の加算額	10,170円	10,160円～ 5,090円
3人目以降の加算額	6,100円	6,090円～ 3,050円

※対象児童が2人以上の方は1人目（本体額）に2人目以降の加算額を足した額になります。
※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。
※手当を受ける方や児童が公的年金、遺族補償等を受け取ることができる場合は、手当の一部または全部が支給停止されます。

必要書類等

●認定請求書●申請者および児童の戸籍謄本●マイナンバー確認書類●年金手帳●印鑑●手当を振り込む口座の情報が確認できるもの（申請者名義の通帳、キャッシュカードなど）●その他、申請事由別受給者の状況別に必要な書類

注意事項

・所得制限があります。
手当を受ける方、または配偶者および扶養義務者（同居されている親族等）の前年の所得が次の限度額以上ある場合は、その年度（11月から翌年10月まで）の手当の一部または全部が支給停止されます。

所得制限限度額表

扶養親族等の人数	本人		扶養義務者(父母・兄弟姉妹等)、配偶者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人目以降	1人増えるごとに380,000円加算	1人増えるごとに380,000円加算	1人増えるごとに380,000円加算
加算額	※老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円を加算 ※特定扶養親族1人につき15万円を加算		老人扶養親族1人につき6万円を加算(扶養親族が老人のみの場合は2人目から)

障害年金を受給しているひとり親家庭が「児童扶養手当」を受給できるようになりました。

これまで、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給することができませんでしたが、「児童扶養手当法」が一部改正されたことに伴い、令和3年3月分の手当以降は**児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができる**ようになりました。

窓口 福祉課　母子父子支援係（郡家保健センター内）　Tel：72-3583

●心身障害者扶養共済制度および心身障害者扶養共済制度掛金助成　身 療 精

障がい児・者を扶養している方（加入者）が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡または重度障がいになった場合に、扶養されていた障がい児・者に年金が支給される制度です。世帯の課税状況等に応じて、掛金の一部を助成します。

［金額］ 掛　金：保護者の加入時の年齢により異なります。
年金額：1口につき月額20,000円(2口まで加入可)

対象 加入者：65歳未満で健康な方
障がい児・者：身体障害者手帳(1～3級)をお持ちの方、知的障がい、精神障がいのある方

必要書類等 ●申込書●申込者（被保険者）告知書●掛金減免申請書●障害者手帳の写し等●印鑑

窓口 福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

3．医療に関すること

～医療機関にかかるとき～

●自立支援医療の給付

種別	内容	対象	必要書類等
更生医療 身	日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復、向上、もしくは獲得するための手術等の治療によって、確実に効果が期待されるときに給付されます。	18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方	●申請書 ●所得・税額調査承諾書 ●更生医療要否意見書 ●医療費内訳書 ●健康保険証（写し） ●印鑑 ●身体障害者手帳（写し） ●特定疾病療養受療証（写し） ※受療証所有者 ●年金支払通知書・額改定通知書または年金の振り込まれた通帳の写し ※障害年金・遺族年金等受給者
育成医療 身	手術等によって確実な治療効果が期待されるときに給付されます。	現在、身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満の児童	●申請書 ●所得・税額調査承諾書 ●扶養状況申告書 ●自立支援医療（育成医療）意見書 ●印鑑 ●健康保険証（写し）
精神通院医療 精	通院による精神医療を継続的に受ける場合に給付されます。	統合失調症、躁うつ病、高次脳機能障害、アルコール依存症、てんかんなどの精神疾患で、通院による精神医療を継続的に受ける方	●申請書 ●自立支援医療費支給認定の申請に係る同意書 ●指定医の診断書 ●印鑑 ●健康保険証（写し） ●年金支払通知書・額改定通知書または年金の振り込まれた通帳の写し ※障害年金・遺族年金等受給者

注意事項
・住所、氏名、健康保険証、指定医療機関を変更する場合は届け出が必要です。
・更新する場合も当初と同様の手続きが必要です。

窓口
福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●特別医療費助成制度（重度心身障がい者区分）　身 療 精

重度心身障がい者が医療を受けたときの自己負担分を県と町が助成します。

対象
・身体障害者手帳（1、2級）をお持ちの方
・療育手帳（A判定）をお持ちの方（療育手帳B判定でも身体障害者手帳3、4級をお持ちの方は該当となることがあります。）
・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方

必要書類等
●障害者手帳●所得課税証明書●健康保険証●印鑑

注意事項
医療機関などを受診の際は、健康保険証と特別医療費受給資格証を窓口で提示してください。本人の所得状況および世帯の課税状況によって、月額負担上限額が設定されます。

窓口
八頭町役場　本庁舎　町民課　Tel：76-0211

●特定医療費助成制度（指定難病）

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、「指定難病」の認定を受けた場合、治療等にかかる医療費の助成を受けることができます。難病のうち、国が定めた基準に該当する333疾病（令和元年7月1日施行時点）が医療費助成の対象となります。ただし、病状が国の定める基準を満たしていないときは認定されません。

新規申請の際は、鳥取県ホームページにて「手続きのご案内」を事前にご確認ください。

なお、申請が認定となった場合に、医療費助成が適用される期間は申請を受け付けた日からとなります。指定難病の診断を受けられた場合には、お早めにお手続きください。

窓口
鳥取市保健所　保健医療課（鳥取市富安二丁目138－4　鳥取市役所駅南庁舎）
Tel：0857-30-8532

●後期高齢者医療制度　身 療 精

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方は、本人の選択により後期高齢者医療制度に加入することができます。

対象
・障害年金（1、2級）を受けている方
・身体障害者手帳（1～3級）をお持ちの方、身体障害者手帳（4級）をお持ちの方で音声機能等の障害、下肢機能障害の一部の方
・療育手帳（A判定）をお持ちの方
・精神障害者保健福祉手帳（1、2級）をお持ちの方

必要書類等
●障害者手帳●障がいの状態を明らかにするための国民年金等の証書●健康保険証●印鑑

注意事項
後期高齢者医療の保険料、自己負担額などは、担当課にお問い合わせください。

窓口
八頭町役場　本庁舎　町民課　Tel：76-0205
税務課　Tel：76-0204

～医療機関にかかったあと～

●障害者等医療費助成　身 療 精

医療機関および薬局で支払った医療費の一部を助成します。世帯の課税状況および本人の所得状況によって、以下のとおり助成割合、月額負担上限額が設定されます。

〔区分１〕町民税非課税世帯の助成割合

等級	身障３級	身障４級	身障５級	療育B	精神２級	精神３級
助成割合	100/100	70/100	50/100	100/100	50/100	25/100

〔区分２〕課税世帯の本人が町民税非課税の場合

通院：1,000円　入院：5,000円の１医療機関月額負担上限額を除して

等級	身障３級	身障４級	身障５級	療育B	精神２級	精神３級
助成割合	100/100	70/100	50/100	100/100	50/100	25/100

〔区分３〕本人が町民税課税で一定額※1未満の年間所得の場合

通院：2,000円　入院：10,000円の１医療機関月額負担上限額を除して

等級	身障３級	身障４級	身障５級	療育B	精神２級	精神３級
助成割合	80/100	56/100	40/100	80/100	40/100	20/100

〔区分４〕本人が町民税課税で一定額※1以上の年間所得の場合

通院：2,000円　入院：10,000円の１医療機関月額負担上限額を除して

等級	身障３級	身障４級	身障５級	療育B	精神２級	身障1・2級 療育A・精神1級	精神３級
助成割合	40/100	28/100	20/100	40/100	20/100	40/100	10/100

※１　本人の所得税法に規定する扶養親族等の人数に応じて基準額があります。
※２　社会保険各法に規定する附加給付金（高額療養費など）は除きます。
※３　医療費助成の範囲に定める率を乗じたときに10円未満の端数が生じた場合は切り捨て

対象　身体障害者手帳（1～5級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

必要書類等　●申請書●医療機関の領収書●健康保健証（写し）●障害者手帳（写し）●印鑑

注意事項
・入院中の食事代、差額ベッド代、病衣代、容器代、文書料などは助成の対象となりません。
・申請（最終診療月）から交付決定まで約３か月かかります。

窓口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●人工透析患者通院費助成 身

人工透析療法のための通院に要した費用の一部を助成します。助成額は、通院日数に対する公共交通機関の規定する運賃（自宅から医療機関までの公共交通機関のそれぞれ最寄りの停留所または駅を基準に算定した料金）の２分の１です。

対象　在宅の人工透析患者で身体障害者手帳をお持ちの方

必要書類等　●申請書（通院日数について医療機関の証明を受けたもの）●身体障害者手帳●印鑑

窓口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●精神障がい者通院費助成 精

精神障がいのある方の通院に要した費用の一部を助成します。助成額は、通院日数に対する車賃（自動車等の使用距離 1km につき 37 円。）に自宅から医療機関までの最短経路の距離（往復）を乗じた額の２分の 1（但し、令和４年３月までの通院については３分の１）です。

対象　自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの所得区分が町民税非課税の方で、自宅から片道２km 以上ある県内の指定自立支援医療機関に通院する方（薬局は除く）

必要書類等　●申請書（通院日数について医療機関の証明を受けたもの）
●自立支援医療（精神通院医療）受給者証●印鑑

窓口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

4．障害者総合支援法による障がい福祉サービスに関すること

障がいのある方たちのための障がい福祉サービスは、「障害者総合支援法」にもとづいて提供されます。障がい福祉サービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。また、障がいのある児童に対しては「児童福祉法」にもとづいて行われるサービスもあります。

八頭町では、障がいのある方やその保護者からサービス利用の相談を受け、さまざまな専門の職員と協力しながら、その方にふさわしい支援を行います。

●サービスを利用するまでの流れ

障がい福祉サービスを利用するためには、八頭町福祉課（障がい福祉係）（以下、町）への申請が必要です。必要なサービスを正しく利用できるように、町や相談支援事業所が支援します。

1 **相談** まずは、町に相談しましょう。相談の結果、サービスが必要な場合は町に申請します。

2 **申請** 申請書を町に提出します。申請の時に必要となる書類など、詳しいことは町にお問い合わせください。

3 **調査** 町の職員が、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、障がいや生活などの状況をお聞きします。

4 **審査・判定** ③の結果をもとに全国一律の判定（一次判定）が行われます。その後、審査会が開かれ、一時判定結果と医師の意見書などをもとにした判定（二次判定）が行われ、どのくらいサービスが必要な状態なのかを示す「障害支援区分※1」が決められます。

ただし、利用するサービスによっては、区分の判定が必要ないものもあります。

5 **サービス等利用計画案の作成依頼** 相談支援事業所※2にサービス等利用計画案の作成を依頼します。相談支援事業所の専門の職員が、サービスの利用を希望する方の意見や状況に合わせた利用計画案を作成します。

6 **支給決定** ④の判定結果や、⑤で作成したサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの支給が決定します。支給が決定すると、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

7 **サービス等利用計画の作成** ⑥の支給決定が行われた後、相談支援事業所は、サービス担当者会議を開いて、障がい福祉サービス事業所※2などと連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

8 **事業所との利用契約** 障がい福祉サービス事業所を選んで利用契約をします。どのサービス事業所を選べばよいのか分からない場合などは、町や相談支援事業所に相談してください。

9 **サービスの利用開始** 「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用計画にそったサービスを利用します。

10 **モニタリング** 一定期間ごとにサービスの利用状況をふり返り、利用の状況に応じたサービス等利用計画の見直し（モニタリング）が行われます。

※1：障害支援区分とは？

障がいの特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6までに分けられています。この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。

※2：相談支援事業所および障害福祉サービス事業所は35頁をご覧ください。

●サービスの利用者負担

サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは町が負担します。利用者負担の割合は、原則１割です。月ごとにかかる利用者負担額には、世帯の所得に応じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量に関わらず、上限額以上の負担はありません。

●障がいのある方の利用者負担

（令和２年度）

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般１	町民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者は除く	9,300円
一般２	上記以外	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者は、町民税課税世帯の場合「一般２」になります。

●障がいのある児童の利用者負担

（令和２年度）

区分	世帯の収入状況		上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	町民税非課税世帯		0円
一般１	町民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般２	上記以外		37,200円

所得を判断するときの世帯の範囲

18歳以上の方（施設に入所する18、19歳を除く）　…　本人とその配偶者

18歳未満の方（施設に入所する18、19歳を含む）　…　保護者の属する住民基本台帳での世帯

●利用できるサービスの種類（自立支援給付）

自立支援給付のサービスには、「訪問系」「日中活動系」「居住系」など、さまざまなサービスがあります。

訪問系サービス

●自宅での暮らしを支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
居宅介護（ホームヘルプ） 身 療 精	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院するときに付き添いもします。	介護給付
重度訪問介護 身 療 精	重い障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅での入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。	
重度障害者等包括支援 身 療 精	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数の障がい福祉サービスを組み合わせて支援します。	

●外出を支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
同行援護 身	視覚障がいがあり、一人での移動が難しい方に、外出するときに同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。	介護給付
行動援護 療 精	知的障がいや精神障がいがあり、一人での行動が難しい方に、危険を避けるために必要な行動の手助けや外出するときの移動の支援をします。	

●介護する家族などを支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
短期入所 （ショートステイ） 身 療 精	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、心身の休息が必要になったときなどに、短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴の支援をします。	介護給付

日中活動系サービス

●昼間の活動を支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
生活介護（デイサービス） 身 療 精	常に介護が必要な方に、施設での入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、レクリエーション活動も行います。 18 歳未満の方は、児童福祉法にもとづく施設給付の対象になります。	介護給付
療養介護 身 療 精	病院などの施設で、医療が必要で、常に介護も必要な方に機能訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の支援などをします。医療機関に入院して行うこともできます。 18 歳未満の方は、児童福祉法にもとづく施設給付の対象になります。	

●自立や就労を支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
自立訓練 （機能訓練・生活訓練） 身 療 精	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練をします。	訓練等給付
就労移行支援 身 療 精	一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。	
就労継続支援 （A 型・B 型） 身 療 精	一般企業などで働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶ A 型と、雇用契約を結ばない B 型があります。	
就労定着支援 身 療 精	一般就労へ移行した障がいのある方が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。	

居住系サービス

●住まいの場で生活を支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
施設入所支援 身 療 精	自宅での生活が難しく、施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。	介護給付
共同生活援助 （グループホーム） 身 療 精	地域で共同生活をしている方に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な方には介護サービスも行います。	訓練等給付
自立生活援助 身 療 精	施設を利用していた障がいのある方が一人暮らしを始めた時に、生活や健康、近所付き合いなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。	

●利用できるサービスの種類（児童福祉法）

児童福祉法による障がいのある児童を対象にしたサービスには、居宅サービスのほかに、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」や「入所サービス」があります。

●子どもの発達や自立を支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
児童発達支援 身 療 精	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。	障害児通所支援
居宅訪問型児童発達支援 身 療 精	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	

サービス名	サービスの内容	給付の種類
医療型児童発達支援 身	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。	障害児通所支援
放課後等デイサービス 身 療 精	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。	
保育所等訪問支援 身 療 精	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。	
福祉型・医療型 障害児入所支援 身 療 精	障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。 障がいのある児童の入所サービスについては、鳥取県福祉相談センターが窓口になります。	障害児入所支援

●地域生活支援事業

町や県が地域の実情に合わせて独自に行うサービスです。

事業名		事業内容
相談支援事業 身 療 精		障がいのある方や児童、その保護者などのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。 また、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業 療 精		成年後見制度の利用に要する費用の補助を行い、知的障がいまたは精神障がいのある方の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業 身		聴覚または視覚障がいがあり意思疎通に支援が必要な方に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
日常生活用具給付等事業 身 療		日常生活がより円滑に行われるための用具の給付や貸与を行います。 ※種目、対象者等、詳しくは 17 ～ 24 頁をご覧ください。
手話奉仕員養成研修事業 身		手話で日常会話を行うために必要な表現技術などを習得した方を養成し、聴覚障がいのある方を支援します。
移動支援事業 身 療 精		屋外での移動が難しい方の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動を支援します。
地域活動支援センター 身 療 精		レクリエーション活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある方の地域生活を支援します。
その他の事業	日常生活支援 訪問入浴サービス 身	訪問により居宅での入浴サービスを提供します。
	日中一時支援 身 療 精	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日頃介護にあたっている家族の休息を支援します。
	生活訓練等 身 療 精	日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

※利用者負担はサービスによって異なります。詳しくは福祉課にお問い合わせください。

●日常生活用具給付等事業 身 療

日常生活がより円滑に行われるための用具の給付や貸与を行います。

対　象　身体障害者手帳をお持ちの方等で、日常生活用具購入・貸与の費用の支給が必要だと認められる方

必要書類等　●申請書●身体障害者手帳または療育手帳●印鑑●その他、申請者の障がい状態別に必要な書類

注意事項
- 所得に応じた自己負担の上限額があります。
- 種目ごとに障がいの種類、程度、年齢、基準額などの制限があります。
- 住宅改修を伴う場合は、着工前に申請が必要です。
- 労働者災害補償保険、医療保険、介護保険、自動車損害賠償責任保険等が優先されます。
- 同一種目の再購入の場合は、原則として耐用年数の経過が必要です。

窓　口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

○種目と対象者等

給付：介護・訓練支援用具

種　目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
特殊寝台	①下肢または体幹機能障害2級以上の者 ②難病患者等で寝たきりの状態にある者	－	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
特殊マット	①下肢または体幹機能障害2級以上の者 ②下肢または体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。） ③児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度または最重度である者 ④難病患者等で寝たきりの状態にある者	①3歳以上18歳未満 ②18歳以上 ③3歳以上 ④　－	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
特殊尿器	下肢または体幹機能障害1級の者、難病患者等で自力で排尿できない者	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者または介護者が容易に使用し得るもの。	5年
入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	3歳以上	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
体位変換器	①下肢または体幹機能障害2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） ②難病患者等で寝たきりの状態にある者	学齢児以上	介助者が障がい児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年

種目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
移動用リフト	①下肢または体幹機能障害2級以上の者 ②難病患者等で下肢または体幹機能に障がいのある者	3歳以上	介護者が障がい児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上の者	3歳以上 18歳未満	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	5年
訓練用ベッド	①下肢または体幹機能障害2級以上の者 ②難病患者等で下肢または体幹機能に障がいのある者	学齢児以上 18歳未満	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年

給付：自立生活支援用具

種目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
入浴補助用具	下肢または体幹機能障がい者、難病患者等で入浴に介助を要する者	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
便器	①下肢または体幹機能障害2級以上の者 ②難病患者等で常時介護を要する者	学齢児以上	障がい児・者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取り替えたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊便器	①上肢機能障害２級以上の者 ②児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度または最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 ③難病患者等で上肢機能に障がいのある者	学齢児以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
頭部保護帽	①平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有する者 ②児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度または最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ー	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3年

種　目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有する者	3歳以上	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がいを有する者または難病患者等で下肢が不自由な者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア　障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年
火災警報器	①障害等級２級以上の者（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準する世帯） ②児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度または最重度である者（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準する世帯）	－	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	８年
自動消火器	①障害等級２級以上の者（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準する世帯） ②児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障がいの程度が重度または最重度である者（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準する世帯） ③難病患者等で火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯	－	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	８年
電磁調理器	①視覚障害２級以上（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯） ②児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度または最重度である者	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	６年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	学齢児以上	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	10年

種目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者（聴覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	18歳以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年
人工呼吸器用自家発電機	呼吸器機能障害の身体障がい児・者または同程度の身体障がい児・者および難病患者等であって、在宅で人工呼吸器を装着している者	－	介助者が容易に使用し得るもの。	5年

給付：在宅療養等支援用具

種目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	３歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年
ネブライザー	①呼吸器機能障害３級以上または同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者 ②難病患者等で呼吸器機能に障がいのある者	学齢児以上	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
電気式たん吸引器	呼吸機能障害３級以上または同程度の身体障がい者、難病患者等で呼吸器機能に障がいがある者で、必要と認められる者	－	障がい児・者または介護者が容易に使用し得るもの。	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	学齢児以上	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
盲人用体重計	視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸機能障害３級以上もしくは心臓機能障害３級以上または難病患者等で医師の意見書により人工呼吸器の装着が必要と認められる者	－	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの。	5年

給付：情報・意思疎通支援用具

種目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい者もしくは言語機能障がい者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有する者	学齢児以上	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年

種　目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
情報・通信支援用具	上肢機能障害または視覚障害２級以上の者	学齢児以上	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト。	－
点字ディスプレイ	視覚障害および聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障がい者であって、必要と認められる者	18 歳以上	文字等のコンピュータの画像情報を点字等により示すことのできるもの。	6年
点字器	視覚障害２級以上の者	学齢児以上	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	7年（携帯型は5年）
点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（本人が就労もしくは就学しているか、または就労が見込まれる者に限る。）	学齢児以上	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の者	学齢児以上	①音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ②音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の者	学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8年
盲人用時計	視覚障害２級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年

種　目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい児・者または発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	－	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい児・者が容易に使用できるもの	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい児・者であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者	－	字幕および手話通訳付きの聴覚障がい児・者用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年
人工喉頭	喉頭摘出により音声機能障害を有し、本装置により発声が可能となる者	－	①呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（笛式）。	4年
			②顎下部にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電動式）。	5年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	18歳未満	点字により作成された図書。	－
補聴器用電池	聴覚障がい者であって、補聴器を装用している者	18歳未満	補聴器に使用する電池。	－
補聴器・人工内耳用乾燥機	聴覚障がい者であって、補聴器・人工内耳を装用している者	18歳未満	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	3年
補聴器・人工内耳用乾燥剤	聴覚障がい者であって、補聴器・人工内耳を装用している者	18歳未満	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6か月
補聴器カバー（防水用）	聴覚障がい者であって、補聴器を装用している者	3歳以上、18歳を迎える年度まで	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6か月
人工内耳用カバー（防水用）	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用している者	3歳以上、18歳を迎える年度まで	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	－
人工内耳用電池	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者	18歳未満	人工内耳に使用する電池。	－

種　目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
人工内耳用充電器	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者	18 歳未満	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
人工内耳用充電池	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者	18 歳未満	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	1年
人工内耳用音声信号処理装置	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受け、5年以上経過している者	18 歳未満	医療保険の対象とならないもの。	5年
人工内耳用イヤーモールド	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者	18 歳未満	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	−
人工内耳用マイクロホンカバー	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者	18 歳未満	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	1年

給付：排泄管理支援用具

種　目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
ストーマ用装具	ストーマ造設者	−	①低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋とする。ラテックス製またはプラスチックフィルム製（蓄便袋）。 ②低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製またはプラスチックフィルム製（蓄尿袋）。	−
紙おむつ等	①治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者ならびに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者および先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者、更生相談所等の判定により紙おむつ等の用具類を必要とする者	3 歳以上	ア　紙おむつ イ　サラシ、ガーゼ、脱脂綿 ウ　洗腸装具 （耐用期間 6 か月程度）	−

種目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
収尿器	高度の排尿機能障がい者	－	＜男性用＞ 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製またはゴム製。 ＜女性用＞ A普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。 B簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付。	1年

給付：居宅生活動作補助用具

種目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上の者）	学齢児以上	障がい児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	－

貸与：情報・意思疎通支援用具

種目	障がいおよび程度	対象年齢	性能等	耐用年数
福祉電話	難聴者または外出困難な身体障がい者（原則として２級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者およびファックス被貸与者（障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	－
ファックス	聴覚または音声機能もしくは言語機能障害３級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）による、コミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	－

●補装具の購入・修理に必要な費用の支給 身

補装具（下肢装具、車椅子、補聴器など）の購入や修理にかかる費用が支給されます。

対象　身体障害者手帳をお持ちの方等で、補装具費の支給が必要だと認められる方

必要書類等　●申請書●身体障害者手帳●印鑑

注意事項
・所得に応じた自己負担の上限額があります。
・種目ごとに障がいの種類、程度、年齢、基準額などの制限があります。
・労働者災害補償保険、医療保険、介護保険、自動車損害賠償責任保険等が優先されます。

窓口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

○種目と対象者等

障がい		種目	備考
視覚		盲人安全つえ	
		義眼	◎
		眼鏡	○
聴覚		補聴器	◎
肢体不自由		義肢（義足、義手）	◎
		装具（上肢・下肢・靴型・体幹）	◎
		座位保持装置	◎
		車椅子・電動車椅子	◎
		歩行器	○
		歩行補助つえ	
	（18歳未満のみ）	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	○
両上下肢機能全廃および言語機能喪失		重度障害者用意思伝達装置	○

○は申請の際に医師の意見書が必要です。
◎は申請の際に医師の意見書もしくは支給判定にあたり鳥取県福祉相談センターへの来所が必要です。

●軽・中度難聴児補聴器等購入費助成

聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない、軽・中度難聴児の補聴器購入費等の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。

対象　身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある難聴児

必要書類等　●申請書●医師意見書●印鑑

注意事項　種目ごとに耳の状態、基準額などの制限があります。

窓口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

5．その他助成・減免・各種割引に関すること

●小規模作業所等通所費助成　身 療 精

小規模作業所等の通所に要した費用の一部を助成します。助成額は、通所日数に対する公共交通機関の規定する運賃（自宅から作業所等までの公共交通機関のそれぞれ最寄りの停留所または駅を基準に算定した料金）の２分の１です。

対　象　自宅から片道 2km 以上ある障がい福祉サービス事業所等に通う方

必要書類等　●申請書（通所日数について作業所の証明を受けたもの）●印鑑

窓　口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●障害者住宅改良費助成　身 療

重度障がい児・者が可能な限りその自宅において自立した生活が送れるよう、既存の住宅の改良（浴室、トイレ、玄関、廊下等の改修）を行う際の費用を3分の2以内で助成します。
※対象経費の上限額は100万円（日常生活用具給付等事業で住宅改修を行った場合は80万円）です。

対　象
・身体障害者手帳（1、2 級）をお持ちの方
・下肢、体幹、脳原性運動機能障害で身体障害者手帳（1 ～ 3 級）をお持ちの方
・療育手帳（A 判定）をお持ちの方
※但し、介護保険認定者（要介護、要支援）は原則対象外です。

必要書類等　●申請書●工事費見積書●改修部分の写真および図面（改修前後の完成予定の状態がわかるもの）●住宅所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合）●印鑑

注意事項
・着工前に申請が必要です。着工後の申請はお受けできません。
・新築および増築は、原則として対象外です。
・同一対象者に行う住宅改良助成は、原則として 1 回限りです。
・対象住宅所有者の承諾が必要です。

窓　口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●税金の減免　身 療 精

納税者本人やその配偶者、扶養親族が障がいのある方である場合に、所得税、相続税、贈与税の障害者控除をはじめ、様々な特例を受けられます。

対　象　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

必要書類等　担当窓口へお問い合わせください。

窓　口　八頭町役場　本庁舎　税務課　Tel：76-0204

●自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免

身 療 精

心身に障がい等がある方に係る自動車について、一定の要件に該当する場合は、上限額以内で、自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免を受けられます。

対象

・一定程度以上の障がいのある方が運転する場合

・一定程度以上の障がいのある方の通院、通学、通所、生業、その他日常生活における移動のため、生計を一にする方※等が運転する場合

※生計を一つにすることを証明する「生計同一証明書」は福祉課が発行します。

必要書類等

担当窓口へお問い合わせください。

注意事項

・障がいの種類に応じて、対象となる障がい程度（等級）に制限があります。

・減免を受けることができる自動車は障がいのある方 1 人につき 1 台までです。

・自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車は対象外です。

窓口

自動車税種別割・自動車税および軽自動車税環境性能割

東部県税事務所（鳥取市立川町 6 丁目 176） Tel：0857-20-3511

軽自動車税種別割

八頭町役場 本庁舎 税務課 Tel：76-0204

●自動車運転免許取得費助成

身 療 精

普通自動車運転免許を取得するのに要した費用（教習所に通うための交通費、証明写真代金等は除く）について、3 分の 2 以内（上限額：10 万円）で助成します。

対象

以下の条件を全て満たす方

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

・第 1 種の普通自動車運転免許を取得してから 1 年間を経過しない方

・助成を受けようとする運転免許に関し、他の助成を受けていない方

・運転免許取得により就職が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方

必要書類等

●申請書●障害者手帳●運転免許証●取得に要した費用の領収書●印鑑

注意事項

助成は 1 人につき 1 回限りです。

窓口

福祉課 障がい福祉係（郡家保健センター内） Tel：72-3590

●自動車改造費助成 身

身体障がいのある方が、就職・自営等に必要な自動車を取得する場合に、自動車の改造に必要な費用について、3分の2以内（上限額：10万円）で助成します。

対象
以下の条件を全て満たす方
・上肢、下肢または体幹機能障害による身体障害者手帳をお持ちの方で、自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造しなければ運転に著しく支障を生じる方
・自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造することにより社会活動への参加が認められる方

必要書類等
●申請書●身体障害者手帳●見積書および改造予定部分の改造前の写真
●運転免許証●所得証明書●印鑑

注意事項
・所得制限があります。
・助成は1人につき1車両、同一車両については1回限りです。
・改造前に申請が必要です。改造後の申請はお受けできません。

窓口
福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●施設利用料の減免 身 療 精

施設利用料等が減免になります。

対象
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

必要書類等
●障害者手帳（写し）※本人申請に限ります。

・八東川水辺プラザ河川公園　（八頭町久能寺1179）
グラウンドゴルフ場他の利用料が無料になります。

窓口
申込先：八頭町役場 本庁舎 建設課、船岡庁舎 船岡住民課、八東庁舎 八東住民課
問い合わせ：八頭町役場　本庁舎　建設課　Tel：76-0206

・八東保健センター（温水プール）　（八頭町徳丸578-1）
2時間以内の利用で町内在住者200円、町外の方400円のところ、それぞれ半額になります。

窓口
八頭町男女共同参画センター　Tel：84-2361

・鍛冶屋温泉　（八頭町東593-1）
町内在住者300円、町外の方400円のところ、町内外とも200円になります。

窓口
八頭町社会福祉協議会　八東支所　Tel：84-2210

・やずミニＳＬ博物館　（八頭町西谷560）
入場料が無料になります。

窓口
八頭町役場　船岡庁舎　産業観光課　商工観光室　Tel：72-0144
やずミニＳＬ博物館　Tel：71-0032

●タクシー利用費の助成　身 療 精

町内のタクシー（鳥取タクシー）を利用された際に料金の３分の２を助成します。

※町内利用区間のみ対象となります。

※個人負担額は最低 300 円、最高 1,200 円です。助成対象となる利用費の上限は 5,000 円です。

※助成対象者が２名以上でタクシー利用（相乗り）した場合、タクシー料金が１割引となります。

【利用回数】年間 100 回まで　（年度中途で申請された方は、残りの週数に２を乗じた回数）

【利用時間】午前６時半～午後７時

対　象

以下のいずれかに該当する方で乗用車の運転免許証をお持ちでない方

・65 歳以上の方

・介護保険の認定を受けられている方

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

必要書類等

●申請書●写真（縦 3.5cm ×横 2.5cm、本人のみ、３か月以内に撮影したもの、正面を向いたもの）●身分証明書（個人番号カード、健康保険証等）または障害者手帳（写し）または介護保険被保険者証（写し）●印鑑

参　考

町外利用時は、身体障害者手帳、療育手帳を提示した場合、運賃がメーター表示額の１割引となります。（県内タクシー会社の割引制度）

窓　口

八頭町役場　本庁舎　企画課　Tel：76-0212

鳥取自動車　郡家営業所　Tel：73-0111

●ＪＲ・智頭急行・若桜鉄道旅客運賃の割引　身 療 精

普通乗車券（単独で乗車される場合は、片道の営業キロが 100km を超える区間に限ります。）が５割引（片道ずつ）になります。

※若桜鉄道線内ご乗車の場合は利用距離の制限はありません。

※本人が 12 歳未満の場合に限って、介護者の通勤定期乗車券が５割引になります。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、智頭急行（普通回数乗車券）および若桜鉄道（定期乗車券、普通回数乗車券、普通乗車券）線内について割引制度があります。

対　象

・第１種の身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方（本人および介護者１名）

※定期乗車券（小児定期乗車券は割引対象外です。）、普通回数乗車券、普通急行券の旅客運賃についても割引されます。

・第２種の身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方（本人のみ）

必要書類等

購入時に障害者手帳を提示してください。

注意事項

・特急券は割引対象外です。

・ＪＲと連絡会社（智頭急行・若桜鉄道）を連続して利用する場合は片道の通算営業キロが 100km を超えていれば割引対象です。

窓　口

ＪＲ西日本		http：//www.westjr.co.jp/
智頭急行	Tel：75-2595	http：//www.chizukyu.co.jp/
若桜鉄道	Tel：82-0919	http：//www.infosakyu.ne.jp/~wakatetu/

●バス料金の割引 身 療 精

乗車料金が 5 割引になります。

※町営のやずバスは、すべての路線で大人（中学生以上）50 円、小児 30 円となります。未就学児は無料です。

対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方：本人のみ

「バス介護」の表示のある身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方：本人と介護者 1 名

必要書類等

降車時に障害者手帳を提示して下さい。（高速バスの場合は、乗車券購入時および乗車時にも提示してください。）

注意事項

手帳の種別によって対象とならないものもあります。

詳しくは各会社へお問い合わせください。

窓口

やずバス　八頭町役場　本庁舎　企画課　Tel：76-0212

鳥取自動車　郡家営業所　Tel：73-0111

日本交通　Tel：0857-23-1122　http：//www.nihonkotsu.co.jp/

日ノ丸自動車　Tel：0857-22-5154　http：//www.hinomarubus.co.jp/

●航空運賃の割引 身 療 精

本人および介護者 1 名の大人普通運賃の約 25% ～ 37% が割引となります。

対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

必要書類等

航空券の購入、搭乗手続きの際に障害者手帳を提示、または手帳情報について登録済みの航空会社のカードを提示する必要があります。

注意事項

・航空会社により割引率が異なります。
・小児運賃の設定はありません。
・他の割引運賃との重複利用はできません。
・割引は国内定期航空路線に限られます。

窓口

詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

県内国内線　ANA 国内線予約・案内センター　Tel：0570-029-222

●有料道路通行料金の割引 身 療

通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する場合に、通行料金が約 5 割引になります。

対象

本人が運転する場合　：身体障害者手帳をお持ちの方

介護者が運転する場合：身体障害者手帳（第 1 種）、療育手帳（A 判定）をお持ちの方

必要書類等

●申請書●身体障害者手帳または療育手帳●自動車検査証（写し）●運転免許証（写し）

【ETC を利用する場合】※本人運転の場合のみ

● ETC カード（障がい者本人名義のもの）● ETC 車載器セットアップ証明書（写し）

注意事項

・営業用の自動車、トラック類は対象となりません。
・割引には有効期限があります。有効期限を過ぎると、割引を受けられなくなります。有効期限の 2 か月前から更新手続きが可能です。

窓口

福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●ＮＨＫ放送受信料の減免　身 療 精

放送受信料の全額または半額が免除されます。

対　象

全額免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が世帯構成員で、世帯全員が町民税非課税の場合

半額免除

以下のいずれかに該当の方が世帯主で、かつ受信契約者である場合

・身体障害者手帳（障がいの種類が視覚障害または聴覚障害）
・身体障害者手帳（1・2 級）・療育手帳（A 判定）・精神障害者保健福祉手帳（1 級）

必要書類等　●申請書●障害者手帳（写し）●印鑑

窓　口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●携帯電話基本料金の割引　身 療 精

月々の基本使用料の割引が受けられます。さらに、会社によっては通話料や各種サービス、契約事務手数料などが割引となることがあります。

対　象　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費受給者証のいずれかをお持ちの方

必要書類等　各携帯電話会社へお問い合わせください。

注意事項　割引は利用者 1 人につき 1 回線に限ります。

窓　口

docomo	総合案内	Tel：0120-800-000
au	総合案内	Tel：0077-7-111
SoftBank	総合案内	Tel：0800-919-0157

●障がい者等就職支度金支給　身 療 精

就職（トライアル雇用を除く）をされた障がい者等の方に、就職に際して必要となる用品の購入費の一部として就職支度金を支給します。

対　象

下記の３つ全てにあてはまる方

・障がい、難病がある 16 歳以上 25 歳未満の方
・中学校または高等学校等を卒業された方
・公共職業安定所や学校、就労継続支援・就労移行支援事業所の紹介により一般就労が決定した方

支 給 額　35,000 円

必要書類等　障がい者手帳等障がいまたは難病があることのわかるもの、卒業証書等

注意事項

・一度支度金の支給を受けた場合、再度受給することはできません。
・６ヵ月以上継続して雇用される見込みがある方が対象となります。
・事実上、就職をしなかった場合、就職先が変更となった場合、届出が必要です。場合によっては支給額を返還していただくことがあります。

窓　口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

6．その他の支援に関すること

●ハートフル駐車場利用証の交付　身 療 精

歩行が困難な方が「ハートフル駐車場利用証」を車に掲示することで、ハートフル駐車場を優先して利用できます。県外でも利用できます。

対象
- 身体障がい、知的障がい、精神障がい、高齢・難病等により歩行が困難な方
- けが、妊産婦等により一時的に歩行が困難な方
- 発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意が必要な方

必要書類等
- ●申請書
- ●確認書類（障害者手帳、介護保険被保険者証、母子健康手帳、医師の診断書等）

注意事項
- 本人以外の方の申請の場合、代理人の方の身分証明書が必要です。
- 利用証には有効期限があります。引き続き利用の必要がある場合は更新の手続きをしてください。
- 障がいの状態に該当しなくなった場合、死亡された場合等、利用証が不要となった場合は返却してください。

窓口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●ヘルプマークの配布　身 療 精

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分かりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。ご希望の方にストラップ、バッジのどちらか１個およびカード（希望者のみ）を無償で配布します。

注意事項　配布の際、「援助や配慮を必要とする状態」（障がい等の種別）についておたずねします。

窓口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

●緊急通報装置の設置　身 療 精

急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置します。

対象
- おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、もしくはこれに準ずると町長が認めた方を抱える高齢者世帯等
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

必要書類等　●申請書●障害者手帳（写し）●印鑑

注意事項
- 隣近所の方２名以上の協力員が必要です。
- 固定電話が設置されている必要があります。
- 電池代、電話代は利用者負担です。

窓口　地域包括支援センター（郡家保健センター内）　Tel：72-3574

●避難行動要支援者登録　身 療 精

災害が発生した時に、自力での避難が難しい高齢者や障がいのある方（「避難行動要支援者」といいます。）などが、災害時の避難支援等を可能な限り地域で受けられる仕組みを地域の方とともに作ります。

対象
- 身体障害者手帳（1、2級）をお持ちの方
- 療育手帳（A判定）をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方
- 介護保険（要介護区分3～5）の認定を受けられている方
- これらに準ずる状態にある難病患者
- その他災害時に地域の支援が必要な方

必要書類等
●申請書●障害者手帳等（写し）※所持者に限る●印鑑

注意事項
- 緊急時連絡先の登録（2名）が必要です。
- 施設に入所されている方、入院されている方は対象になりません。

窓口
福祉課　地域福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3586

●メール119番通報・消防FAX119番通報・Net119緊急通報システム　身

携帯電話やパソコンのメール、FAX、スマートフォン等のアプリから「火災」や「救急」の緊急通報を受け付けます。※鳥取県東部消防局管内に限ります。

対象
鳥取県東部地域にお住まいの方、または通勤・通学している方で、会話（音声）による意思の伝達が困難な方　※原則として身体障害者手帳をお持ちの方

必要書類等

メール119番

事前登録が必要です。メール119番通報申込書を福祉課へ提出してください。消防局の登録完了後、指定センター（119@tottori-119.jp）から登録完了メールが送信されます。

FAX119番

事前登録は不要です。専用の通報用紙（消防FAX119番）に記入してFAXしてください。送信先FAXは局番なしの119番です。

Net119

- ＧＰＳ機能を有し、インターネットに接続可能な携帯電話、スマートフォン、タブレットをお持ちの方で、その端末で電子メールの送受信が可能な方が対象です。

- 事前登録が必要です。八頭町専用ＱＲコードを読み取るまたは空メール登録用専用アドレス（r.yazu.tottoritoubu@net119.speecan.jp）から空メールを送信し、登録用ＵＲＬから申請を行います。申請内容については福祉課が確認します。その後、ＩＤとパスワードがメールで届きます。

窓口
申込先：福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590
問い合わせ：鳥取県東部広域行政管理組合　Tel：0857-23-0119　Fax：0857-26-9406

●八頭町福祉相談支援センターほっと（八頭町社会福祉協議会）　身 療 精

家計の見直し、就労支援、制度やサービス窓口への同行、弁護士などの専門相談へのつなぎなど、それぞれの問題について一緒に考え、行政機関や他の支援機関と連携し、生活が少しでも良い方向に向かうよう専門の職員が支援します。

対象　経済的な問題や家庭の問題など様々な困りごとを抱えている方や家族、誰に相談してよいのか分からない方など、どなたでも相談できます。

支援内容　あらゆる制度利用の手続き支援、家計相談、就労支援、住居確保給付金等

窓口　八頭町福祉相談支援センターほっと（八頭町社会福祉協議会本所内）

Tel：71-0100　　E-mail：soudan@yazu-syakyo.or.jp

●生活福祉資金貸付　身 療 精

福祉資金の貸付と必要な相談支援を行います。

対象
・低所得者世帯 …… 前年所得の 12 分の 1 が生活保護費の 2 倍額未満の世帯。
・障がい者世帯 …… 障がいのある方が属する世帯。

貸付内容　福祉資金（障がいのある方の福祉機器購入代金、自動車購入費、バリアフリー改修費等）、緊急小口資金（医療費の支払いなど一時的に生計維持が困難となったとき）

窓口　八頭町福祉相談支援センターほっと（八頭町社会福祉協議会本所内）

Tel：71-0100　　E-mail：soudan@yazu-syakyo.or.jp

●日常生活自立支援事業　身 療 精

住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。

対象　認知症や知的障がい・精神障がいのある方等で、判断能力が十分ではない方、日常生活に不安のある方

支援内容

福祉サービスの利用援助
福祉サービスを上手に利用していただくために、情報提供や利用手続きをお手伝いします。

日常的金銭管理サービス
生活費の払い戻し、公共料金の支払いや年金の受け取りなど日常的なお金の管理をお手伝いします。

書類等預かりサービス
通帳、印鑑、証書など大切な書類をお預かりします。

利用料金
・1 時間以内：1,200 円（以降 30 分ごとに 600 円）
・書類等の預かりサービス：月額 200 円

窓口　八頭町福祉相談支援センターほっと（八頭町社会福祉協議会本所内）

Tel：71-0100　　E-mail：soudan@yazu-syakyo.or.jp

●障がい福祉に関する主な相談窓口　身 療 精

＜指定（特定・一般・児童）相談支援事業所＞

各種福祉サービス利用の計画作成について相談をお受けします。

施設の名称	所在地	電話番号	FAX 番号
相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所町 1 丁目 131	(0857) 36-1151	(0857) 36-1152
八頭町障がい相談支援センターれしーぶ	八頭町船岡 1961	73-0037	73-0045
特定非営利活動法人たんぽぽ	八頭町井古 35	72-2558	71-0707
サンサンファーム元輝	八頭町池田 73-4	71-0728	71-0728
相談支援センター PIECE	八頭町宮谷 191-5	71-0610	71-0612
相談支援事業所パレアナの家	八頭町宮谷 225-1	72-1131	71-0990

＜障害福祉サービス事業所＞

種類	サービス事業所名	所在地	電話番号	FAX 番号
訪問系	ニチイケアセンター八頭	八頭町郡家 634-7 林ビル1号室	72-2948	76-7010
	八頭町社会福祉協議会　船岡支所	八頭町船岡殿 159	73-0672	72-6122
日中活動系	特定非営利活動法人たんぽぽ	八頭町井古 35	72-2558	71-0707
	サンサンファーム元輝	八頭町池田 73-4	71-0728	71-0728
	就労継続支援事業所　パレアナの家	八頭町宮谷 225-1	72-0990	71-0990
	夢工房こばちゃん	八頭町新興寺 97	84-3050	84-3050
	支援センターつばさ	八頭町郡家 612	71-0283	73-0045
	HAL　PLACE	八頭町船岡 348-1	71-0790	71-0791
	船岡作業所	八頭町船岡殿 163	73-0797	73-0797
	サポートセンターわくわく	八頭町安井宿 26-1	71-0472	71-0482
居住系	相談支援センター PIECE	八頭町宮谷 191-5	71-0610	71-0612
	share くらら	八頭町船岡 1961	71-0790	71-0791
	share みにー	八頭町宮谷 240-15	71-0790	71-0791

＜相談員＞

身体障がいのある方や知的障がいのある方の日常の相談などに応じるために、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員を町が委嘱しています。

窓口　福祉課　障がい福祉係（郡家保健センター内）　Tel：72-3590

【八頭町郡家保健センター】　八頭町宮谷 254-1

福祉課　障がい福祉係　Tel：72-3590　Fax：72-3565

保健課　保健係（保健師）　Tel：72-3566　Fax：72-3565

障がい福祉サービス一覧表

※制度によっては、年齢、所得、等級（程度）等により対象にならない場合がありますので、詳しい内容は各担当窓口にお問い合わせください。

●＝該当、△＝一部該当

障がい区分		頁番号	身体障害者手帳																						療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			特定医療費（指定難病）
制度等 ＼ 等級			視覚障害						聴覚障害				平衡機能障害		音声機能、言語機能、またはそしゃく機能		肢体不自由						内部障害				知的障害		精神障害			
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	1	2	3	難病
年金	障害基礎年金	4	手帳とは異なる基準により認定されます																													
年金	障害厚生年金・障害共済年金など	4	手帳とは異なる基準により認定されます																													
手当	特別障害者手当	5	手帳とは異なる基準により認定されます																													
手当	障害児福祉手当	5	手帳とは異なる基準により認定されます																													
手当	特別児童扶養手当	5	手帳とは異なる基準により認定されます																													
手当	児童扶養手当	6	手帳とは異なる基準により認定されます																													
手当	心身障害者扶養共済制度および心身障害者扶養共済制度掛金助成	7	●	●	●				●	●			●		●		●	●	●				●	●	●		●	●	△	△	△	
医療	自立支援医療	8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			△	△	△	
医療	特別医療（重度心身障がい者区分）	9	●	●					●								●	●					●	●			●	△	●			
医療	特定医療費助成制度（指定難病）	9	手帳とは異なる基準により認定されます																													
医療	後期高齢者医療制度	9	●	●	●				●	●			●		●	●	●	●	●	△			●	●	●		●		●	●		
医療	障害者等医療費助成	10	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
医療	人工透析患者通院費助成	11																					△	△	△	△						
医療	精神障がい者通院費助成	11	自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの方																													
障がい福祉サービス		12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地域生活	相談支援事業	16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
地域生活	成年後見制度利用支援事業	16																									●	●	●	●	●	
地域生活	意思疎通支援事業	16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●																
地域生活	手話奉仕員養成研修事業	16							●	●	●	●			●	●																
地域生活	移動支援事業	16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

支援事業	地域活動支援センター	16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	訪問入浴サービス	16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
	日中一時支援事業	16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日常生活用具給付等事業	17	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△	△	△	△	△	△	●								●
	補装具費の購入・修理	25	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	軽・中度難聴児補聴器等購入費助成	25	聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児																															
その他助成・減免・各種割引	小規模作業所等通所費助成	26	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	障害者住宅改良費助成	26	●	●					●								●	●	△				●	●			●							
	税金の減免	26	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免	27	●	●	●	●			●	●			●		△		●	●	△	△	△	△	●	●	●	●	●		●					
	自動車運転免許取得費助成	27	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	自動車改造費助成	28															●	●	●	●	●	●												
	施設利用料の減免	28	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	タクシー利用費の助成	29	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	ＪＲ・智頭急行・若桜鉄道旅客運賃の割引	29	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△			
	バス料金の割引	30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	航空運賃の割引	30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	有料道路通行料金の割引	30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
	NHK 放送受信料の割引	31	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	携帯電話基本料金の割引	31	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	就職支度金支給	31	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
その他	ハートフル駐車場利用証の交付	32	●	●	●	●							●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●					●
	ヘルプマークの配布	32	手帳の有無は問いません																															
	緊急通報装置の設置	32	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	避難行動要支援者登録	33	●	●					●								●	●					●	●			●		●					●
	メール 119 番、消防 FAX119 番、Net119 緊急通報システムの登録	33							●	●	●	●			●	●																		
	八頭町福祉相談支援センターほっと	34	手帳の有無は問いません																															
	生活福祉資金貸付	34	手帳の有無は問いません																															
	日常生活自立支援事業	34	手帳の有無は問いません																															

発行元／八頭町福祉課

〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254番地1
TEL：0858-72-3590　　FAX：0858-72-3565
E-mail：fukushi-jimusyo@town.yazu.tottori.jp

八頭町マスコットキャラクター **やずぴょん**